

平成21年12月22日
内閣府規制改革推進室

「国民の声」の募集開始について

「国民と行政の新たな関係作り」を実現し、真に透明、公正かつ効率的な行政の第一歩とするため、「国民及び職員からの意見聴取について」（平成21年12月1日閣議決定）に基づき、平成22年1月から行政サービスに接している国民の皆様の目線での提案を幅広く受け付ける「国民の声」（ハトミミ.com）を開設いたします。

このため、これまで年に2回行ってきました「全国規模の規制改革」の提案受付制度（あじさい・もみじ月間）は、「国民の声」として新たにスタートすることとなりました。「国民の声」の概要は別紙のとおりです。

なお、募集開始は、平成22年1月後半からとし、1ヶ月間の集中受付期間を設けることを予定しております。募集開始日、募集要項等については決まり次第、ホームページ等を通じ、皆様にお知らせいたします。

（本件の問い合わせ先）

内閣府規制改革推進室

小椋 03-5501-2830

馬場 03-5501-2815

上村 03-5501-2805

(別紙)

国民・職員からの意見聴取について
～「国民の声」・「職員の声」の開設について～
(ハトミミ. c o m (または. j p))

1. 基本的な考え方

- 行政刷新の目的である「国民と行政の新たな関係作り」を実現し、真に透明、公正かつ効率的な行政の第一歩とする。
- そのため、行政サービスに接している国民の目線での指摘を幅広く受け付けるとともに、行政サービスを提供している職員の提案を受け付ける。

2. 具体的な方法

(1)「国民の声」

①聴取する事項

- 真に国民のために取り組むべき課題や政策の提案
- 身近な国のムダ（国の予算（事務・事業）及び組織の無駄根絶・効率化につながる提案・指摘）
- おかしなルール（国の規制・制度の改善につながる提案）
- 民間開放すべき事業（公共サービス改革（市場化テスト）につながる提案）

②具体的な手続等

- 受付方法：インターネット（HP）又は郵送
- 開始時期：平成22年1月
※これまで、規制改革要望集中受付等で受け付けてきた規制改革等の要望をたな卸しし、必要な措置を行った上で受付を再開する。

(2)「職員の声」

①聴取する事項

- 真に国民のために取り組むべき課題や政策の提案
- 国の行政（事務・事業、組織、業務方法、慣行等）に関して無駄、非効率、不公正、不合理、不透明、違法と思われることの指摘
※不正経理等、不適切な事務処理に関する事案も含む
- これまでに行った業務のうち、やりがいを感じたこと
- 行政内部の密約や府省間の覚書等不透明な取り決めに関することの指摘
※募集対象者は、国の行政事務に携わる者（国会職員及び裁判所職員を除く国家公務員、独立行政法人の役職員、法定受託事務等国の行政事務に携わる地方公務員）を基本とし、具体的な対象者の範囲については、内閣府特命担当大臣（行政刷新）が職員の職務の性質等を考慮し、必要に応じて各府省と協議のうえ定める。

②具体的な手続等

- 受付方法：インターネット（HP）又は郵送
- 開始時期：平成21年12月2日（水）
※平成22年1月末までを集中受付期間とし、その期間内に提出された指摘等について、一旦整理し、とりまとめる。

3. 意見の活用方法

- 受け付けた意見は必要に応じ、各府省の政務三役に報告する。
- 受け付けた意見の重要性に応じ、政務三役等が現地視察、ヒアリング等を行う。
- 調査審議の結果を踏まえ、重要案件については、行政刷新会議、関係閣僚委員会等において対処方針を決定し、実現を図る。